

(別記2)

委託業務処理フロー

1 検針業務

項目	業務を行う時期	業務内容	様式等	県の事務
検針票の作成	前月末日まで	ハンディーターミナルへデータ転送 (光ユニットによる)		
使用水量の検針	1～10日 1～5日 月末 随時	検針員による検針 使用水量の検針(ハンディーターミナルによる) →水道ご使用量のお知らせ交付 大口径メーターの検針 千曲市八幡分水の検針 検針員の指導、監督	水道ご使用量のお知らせ	
漏水等の調査・報告	1～10日 1～10日	メーター故障、漏水等の調査、報告 漏水等発見→使用者に連絡票交付 →業務責任者に検針業務連絡票を提出 →県に報告書提出 無届使用者の調査、報告 無届使用者発見 →使用者、使用開始年月日等調査 →給水申込み手続→悪質なものは県に報告	連絡票(使用者への連絡用) 検針業務連絡票	メーター調査 交換
検針データ処理	11日 11日	ハンディーターミナルからデータ転送 (光ユニットによる) 再調査票の作成 前年同月水量の過大は2倍以上、過小は 2分の1以下の場合に再調査	再調査票及び認定票	
メーターの再調査	11～19日 11～19日 11～19日	使用量が著しく変動した原因調査 (電話又は現地調査による) メーターの再検針 誤針の場合は使用水量の更正 再調査票入力の確認	再調査票未更正チェック リスト	
共同住宅の検針	11～19日	共同住宅の使用水量の認定 隔測メーターの合計水量より親メーターの検針 水量の方が多い場合で、差額を徴収しない要件 に該当するときは事前に県の承諾	共同住宅における各戸検針・ 各戸徴収等に関する契約書	決裁
漏水等の認定	随時	漏水等に伴う使用水量の認定 工事明細書の提出→使用水量認定票作成 →県の承諾→使用水量の更正 →料金の更正	使用水量認定票	決裁
広報紙の配布	随時	検針時以外に経営状況、料金改定等の広報紙を全戸に		広報紙の作成

2 料金徴収業務

項目	業務を行う時期	業務内容	様式等	県の事務
受付業務	随時	給水申込の受付（書面又は電話による） 受付簿記入 → 水道料金システム入力 → 開栓	給水申込書 《条例施行規程》 給水申込処理台帳 《届出通知》 使用休止届	決裁
	随時	使用休止の受付（書面又は電話による） 受付簿記入 → 水道料金システム入力 → 閉栓	《条例施行規程》 使用休止届処理台帳 《届出通知》	決裁
	随時	使用者等氏名・住所変更の受付（書面又は電話による） 受付簿記入 → 水道料金システム入力	使用者等氏名・住所変更届 《届出通知》 使用者等氏名・住所変更届 処理台帳《届出通知》	決裁
	随時	料金口座振替依頼書、料金納入通知書送付依頼書、 料金口座振替解約届の受付 受付 → 水道料金システム入力	料金口座振替依頼書 《口振要領》 料金納入通知書送付依頼書 《口振要領》 料金口座振替解約届 《口振要領》	決裁
	随時	代理人選定届、管理人選定届の受付 受付 → 水道料金システム入力	代理人選定届 《条例施行規程》 管理人選定届 《条例施行規程》	決裁
	随時	概算料金予納申出の受付（書面又は電話による） 受付 → 納入通知書発行 → 入金 → 水道料金システム入力	概算料金予納申出書 《届出通知》 概算料金予納申出処理台帳 《届出通知》	決裁
	随時	共同住宅における各戸検針・各戸徴収等に関する契約 に基づく届出の受付 受付 → 水道料金システム入力	住宅管理人・管理組合代表 者変更届《共同住宅要領》 共同住宅の使用者変更届 《共同住宅要領》 隔測メーター取替報告書 《共同住宅要領》	決裁
水道料金システムへのデータ入力	随時	給水装置新設等申込書のデータ入力 水道管理事務所で受付 → 水道料金システム入力	給水装置新設等申込書 《条例施行規程》 低額基本料金適用申出書 《条例施行規程》	申込書の受付 処理 低額基本料金の 認定 認定通知
	随時	低額基本料金の認定 低額基本料金の認定 → 認定通知 → 水道料金システムへデータ入力		
	随時	検満メーターの交換 水道電算で対象メーター打出し → 交換業者入札 → メーター交換 → 水道料金システムへデータ入力（OCR処理）	メーター交換連絡票 検満リスト 検満戸数集計表	交換業者入札 メーター交換
	随時	不感等によるメーター交換 検針員の報告 → メーター交換 → 水道料金システムへデータ入力		メーター交換
	随時	き損等によるメーター交換 検針員の報告 → 交換業者紹介 → き損料収納 → メーター交換 → 水道料金システムへデータ入力		交換業者紹介 き損料収納 メーター交換
料金の調定	19日 20日	過納者一覧表により過納者の把握、調定額の調整 料金調定 水道料金システム 処理 → 料金調定書類の作成 → 県の調定決議	過納者一覧表 調定簿《財務規程》 水道料金調定簿	調定簿作成 調定決議
	随時	使用休止時の料金精算 水道料金システム 処理 → 料金精算資料の作成 → 県の調定決議	調定簿《財務規程》 調定明細表	調定簿作成 調定決議

項目	業務を行う時期	業務内容	様式等	県の事務
納入通知 口座振替データ	20日 随時 20日(必着) 29日 翌月10日 翌月22日	納入通知 [納入期限は月末] (口座振替以外の者) 納入通知書の作成 → 県に通知 → 区分別郵便に仕分け → 使用者へ送付 (随時調定で口座振替の者) 納入通知書 (振替支払票) の作成 → 県に通知 → 金融機関へ送付 口座振替データ 口座振替データの作成 → 金融機関へ送付 口座振替データの受領 → 水道料金システム処理 再振替データの作成 → 金融機関へ送付 再振替データの受領 → 水道料金システム処理	納入通知書《財務規程》 納入通知書 (振替支払票) ※ ゆうちょ銀行への送付時は原本保管 口座振替送付書《口振要 口座振替送付書《口振要領》 口座振替送付書《口振要 口座振替送付書《口振要領》	決裁 決裁 一部金融機関は企業局経由で受領 一部金融機関は企業局経由で受領
料金の収納	毎日 毎日 随時 翌月1日 毎年4月	料金の収納 料金の受領 → 領収書の発行 → 現金集計 (毎日14時) → 現金と領収書の控え、収入済通知書の照合 → 払込書の作成 → 銀行への払込み (15時) → 収入日計表(様式3)の作成、提出 料金の水道料金システム 消込み 金融機関の受払報告書と収入済通知書を照合確認 → 受払報告書、料金以外の収入済通知書を県へ提出 → 料金の水道電算消込み → 収入明細表の確認 水道料金納入証明書 水道料金納入証明書の作成 → 県の承諾 → 使用者へ交付 水道料金振替済のお知らせの送付 (口座振替者のうち希望者のみ) 水道料金収納簿の作成 水道料金システム のデータ量を減らすため 過年度収納分を出力して保管	領収書 払込書《財務規程》 収入明細表 水道料金納入証明書 水道料金振替済通知 水道料金収納簿	収入日計表の確認 収入の確認 未収金の確認 決裁
料金の更正 料金の還付等	調定後 料金納入後	料金調定の更正 (料金調定後の場合) 使用水量の更正 → 調定更正票の作成 → 県の承諾 → 口座振替 停止通知 (口座引落し前の場合のみ) 料金の還付等 (料金納入後の場合) 原則として次回の料金に充当 → 還付の場合は文書により県へ報告 → 県の承諾 → 料金の還付 → 水量・料金更正通知の送付 充当の場合は充当後に 水道料金システム のデータに基づき書面により県へ報告	調定更正票 口座振替停止通知 水量・料金更正通知	決裁 決裁 料金の還付 財務電算処理
分水料金	隔月 隔月 毎月	上田市からの受水 検針員が検針 → 市に水量通知 → 県が市に料金支払い (年2回) 上田市への分水 市検針員が検針 → 市から県へ水量通知 → 県が料金調定・市に請求 (年2回) 千曲市八幡分水 県で料金調定 (5日) ・市に請求 (5日) → 検針 (月末)	上田市分水協定書 分水協定書 八幡分水協定書	水量通知 料金支払い 料金調定 料金請求 料金調定 料金請求

項 目	業 務 を 行 う 時 期	業 務 内 容	様 式 等	県 の 事 務
資料作成	翌月5日 まで 市町ごとの 定例日 四半期ごと 随時	業務報告資料 業務報告資料の作成 → 県へ提出 下水道データ提供 下水道データ提供資料の作成 → 市町へ送付 上田市……月2回 (水道局－5日・調定前) 坂城町……月1回(25日) 千曲市……月1回(20日) 長野市……月3回(1、15、20日) 口座振替件数報告 口座振替件数報告の作成 → 県へ提出 → 口座振替手数料の支払い ※ ゆうちょ銀行のみ、毎翌月10日までに報告 県が指示した統計資料等の作成及び提出	水道料金計算ファイルデー タの提供に関する協定書	業務報告書の 作成 データ提供料 の 請求 口座振替手数 料の支払い